

【健全化判断比率の算定式】

(1) 実質赤字比率

(単位: %)

本市	—	赤字ではないので表示しません
早期健全化基準	12.54	標準財政規模から算出
財政再生基準	20.00	全市町村共通

【内容】 一般会計等において歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の悪化の度合いを示す。

【対象会計等】 一般会計、子育て支援券特別会計

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \rightarrow (\text{市税、普通交付税、譲与税等})$$

$$\text{令和2年度実質赤字比率} = \frac{1,227,089 \text{ ①}}{19,118,343} \times 100 = 6.41 \text{ 黒字}$$

実質収支額(赤字の場合はEは△表示)

(単位: 千円)

区分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 A-B C	翌年度に繰り越すべき財源 D	実質収支額 C-D E
一般会計	45,422,304	44,114,482	1,307,822	105,500	1,202,322
子育て支援券特別会計	30,872	6,105	24,767	0	24,767
				合計①	1,227,089

算定式の分子 ①

【説明】

地方自治体の会計年度は4月に始まり翌年の3月に終わります。この間の歳出は同期間の歳入で賄わなければならないこととなっていますので、歳入が不足して赤字となることは好ましくありません。

歳入不足が予想されるときは、貯金を崩したり歳出を減らしたりして赤字とならないように予め措置をしますが、それでも赤字となってしまう場合は、翌年度歳入の繰上充用や当該年度の歳出を翌年度に繰り越すことになり、これらの措置額も実質的な赤字額として捉えなければなりません。そして、翌年度内で繰上充用した歳入の確保や繰越事業分の歳出の削減ができなければ、赤字額が累積していくこととなります。

実質赤字比率は、歳入が不足したことによる翌年度の影響額も含めた赤字額を「実質赤字額」として算出し、この赤字額の標準財政規模(毎年収入されると見込める財源の規模「市税、普通交付税、譲与税等」)に対する比率であり、この比率が高くなればなるほど赤字の解消が困難となり、深刻な事態となります。

大田原市の一般会計及び子育て支援券特別会計の令和2年度決算においては、赤字ではありませんでしたので実質赤字比率は算定されませんでした。

(2) 連結実質赤字比率

(単位:%)

本市	—	赤字ではないので表示しません
早期健全化基準	17.54	標準財政規模から算出
財政再生基準	30.00	全市町村共通

【内容】 全会計において歳入が歳出に不足する場合に、この不足額(赤字額)の標準財政規模に対する比率であり、市全体の財政運営の悪化の度合いを示す。

【対象会計等】 一般会計 子育て支援券特別会計
 国民健康保険事業費特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
 下水道事業会計 上水道事業会計

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{令和2年度 連結実質赤字比率} = \frac{3,228,129 \text{ ①+②}}{19,118,343} \times 100 = 16.88 \text{ 黒字}$$

実質収支額(赤字の場合はEは△表示)

一般会計等及び公営企業以外の特別会計

(単位:千円)

区分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 A-B C	翌年度に繰り越すべき財源 D	実質収支額 C-D E
一般会計	45,422,304	44,114,482	1,307,822	105,500	1,202,322
子育て支援券特別会計	30,872	6,105	24,767	0	24,767
国民健康保険事業費特別会計	8,101,259	7,861,016	240,243	0	240,243
介護保険特別会計	7,165,972	6,896,185	269,787	0	269,787
後期高齢者医療特別会計	729,267	727,403	1,864	0	1,864
合計					1,738,983

算定式の分子 ①

公営企業会計（法適用）

（単位：千円）

区分	流動資産 A	流動負債 B	A-B-C D	解消可能 資金不足 額 E	資金不足/剰余額 D+E F
下水道事業会計	515,908	177,330	338,578	0	338,578
上水道事業会計	1,343,677	193,109	1,150,568	0	1,150,568
				合計	1,489,146

算定式の
分子②

【 説 明 】

地方自治体には議会費、総務費、民生費、土木費、教育費など基本的経費を計上する一般会計と、上下水道事業のような特定の事業を行う公営事業会計があります。

これらの公営事業会計については、受益者負担金や料金収入を財源として事業を実施することとなっておりますが、歳入不足となった場合には市全体で対処しなければならないため、公営事業会計の一般会計に与える影響額も考慮する必要があります。

連結実質赤字比率は、市の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体として赤字となった場合の当該赤字額の標準財政規模（毎年収入されると見込める財源の規模「市税、普通交付税、譲与税等」）に対する比率であり、市全体の財政運営の悪化の度合いを示すものです。

大田原市の全ての会計の令和2年度決算では、赤字の会計はありませんでしたので実質赤字比率は算定されませんでした。

(3) 実質公債費比率

(単位:%)

本市	6.4	
早期健全化基準	25.0	全市町村共通
財政再生基準	35.0	全市町村共通

【内容】 一般会計等の公債費及び準公債費(借入金の返済等)の標準財政規模に対する比率(過去3カ年の平均)であり、公債費への財政負担と資金繰りの程度を示す。

【対象会計等】 一般会計 子育て支援券特別会計
 国民健康保険事業費特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
 下水道事業会計 上水道事業会計
 那須地区広域行政事務組合 那須地区消防組合 栃木県市町村総合事務組合
 栃木県後期高齢者医療広域連合

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{公債費①} + \text{準公債費②}) - (\text{特定財源③} + \text{公債費・準公債費に係る普通交付税算入額④})}{\text{標準財政規模⑤} - \text{公債費・準公債費に係る普通交付税算入額④}}$$

	①	+	②)	-	(③	+	④)	=	
平成30年度	(3,711,099		1,051,145			(344,244		3,294,733				0.0717656
			18,946,624			—		3,294,733				
			⑤					④				
令和元年度	(3,497,190		979,599			(351,128		3,118,098				0.0651829
			18,575,579			—		3,118,098				
令和2年度	(3,456,476		836,402			(351,225		3,038,119				0.0561891
			19,118,343			—		3,038,119				

実質公債費比率
(3カ年平均) 6.4

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
①公債費 (地方債の返済金)	地方債の返済金 ア	3,711,099	3,497,190	3,456,476
	うち繰上償還に係るもの イ	0	0	0
	ア-イ	3,711,099	3,497,190	3,456,476
②準公債費 (準地方債の返済金)	上水道事業債の償還に充てたと認められる繰入金 ウ	67,949	69,218	66,555
	下水道事業債の償還に充てたと認められる繰入金 オ	706,873	677,227	627,300
	農業集落排水事業債の償還に充てたと認められる繰入金 カ	111,760	112,283	
	一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金 キ	105,002	87,491	126,084
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ク	59,510	33,361	16,458
	一時借入金利子 ケ	51	19	5
	ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ	1,051,145	979,599	836,402
③特定財源	公営住宅使用料 コ	4,319	17	1,057
	貸付金の元利償還金 サ	50,000	50,000	50,000
	都市計画税 シ	289,925	301,111	300,168
	コ+サ+シ	344,244	351,128	351,225
④普通交付税算入額	地方債(準地方債を含む)の返済金に係るもの ス	3,294,733	3,118,098	3,038,119
⑤標準財政規模	標準税収入額等 セ	12,174,949	12,065,275	12,888,814
	普通交付税額 ソ	5,611,792	5,569,938	5,382,912
	臨時財政対策債発行可能額 タ	1,159,883	940,366	846,617
	セ+ソ+タ	18,946,624	18,575,579	19,118,343

【 説 明 】

地方公共団体では、学校や道路などの施設の整備に必要な資金を長期に借り入れることにより調達することがあります。この資金を地方債といい、資金の返済金を公債費といいます。

一般会計の公債費は一般会計が直接返済する経費ですが、公営事業会計の公債費に対しても一般会計から繰出し金として歳出することもあり、これらについても一般会計の負担額(準公債費)として捉える必要があります。

また、一般廃棄物埋立処理施設や広域クリーンセンターなどのように那須塩原市、那須町との組合により整備した施設に係る公債費の一部についても関係市町の一般会計から負担していることから、準公債費として捉える必要があります。

実質公債費比率は、一般会計が負担する公債費及び準公債費の標準財政規模(毎年収入されると見込める財源の規模「市税、普通交付税、譲与税等」)を基本とした額に対する比率の3年平均値であり、公債費への財政負担と資金繰りの程度を示すものです。(公債費に対する特定財源や国の補助分については算出過程で除かれます。)

大田原市の令和2年度の実質公債費比率は6.4%であり、前年度の7.1%から0.7%下降いたしました。これは、準元利償還金(公営企業債償還財源)が大きく減少したことなどによるものです。

(4) 将来負担比率

(単位:%)

本市	64.9	全市町村共通
早期健全化基準	350.0	

【内容】 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。

【対象会計等】

一般会計	子育て支援券特別会計	
国民健康保険事業費特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計
下水道事業会計	上水道事業会計	
那須地区広域行政事務組合	那須地区消防組合	栃木県市町村総合事務組合
栃木県後期高齢者医療広域連合	その他財団及び公社等	

【算定方法】

将来負担比率 =	$\frac{\text{将来負担額①} - (\text{充当可能基金額②} + \text{特定財源見込額③} + \text{地方債現在高に係る普通交付税算入見込額④})}{\text{標準財政規模⑤} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税算入額⑥}}$
----------	--

$$\begin{array}{r}
 \text{将来負担比率} \\
 \frac{46,531,065 - (4,032,951 + 2,709,689 + 29,344,015)}{19,118,343 - 3,038,119} \times 100 = 64.9
 \end{array}$$

①
②
③
④
将来負担比率

⑤
⑥

区 分		令和2年度
①将来負担額	一般会計等の地方債現在高	32,380,369
	債務負担行為に基づく支出予定額	5,984
	上水道事業債の償還金に充てるための一般会計からの繰入見込額	782,349
	下水道事業債の償還金に充てるための一般会計からの繰入見込額	7,498,388
	一部事務組合等の地方債償還に係る負担見込額	1,332,183
	退職手当支給予定額に係る負担見込額	4,531,792
	第三セクター等に対する損失補償債務等に係る負担見込額	0
	連結実質赤字額	0
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0
		小計
②充当可能基金		4,032,951
	ふるさと融資償還金	44,320
	市営住宅使用料	61,686
	都市計画税	2,603,683
	小計	2,709,689
④普通交付税算入見込額		29,344,015
⑤標準財政規模	標準税収入額等	12,888,814
	普通交付税額	5,382,912
	臨時財政対策債発行可能額	846,617
	小計	19,118,343
⑥普通交付税算入額		3,038,119

【 説 明 】

地方公共団体が将来負担する負債には、地方債残高(施設整備のための借入金残高)、一般会計で負担すべき職員の退職手当、下水道事業や上水道事業などの公営事業会計の地方債残高のうちの一般会計負担分、広域クリーンセンターなどの組合の施設整備に係る地方債残高のうちの一般会計負担分などがあります。

このように一般会計が将来負担すると見込める額を将来負担額として捉え、この将来負担額に充てることのできる基金(貯金)や国の交付金等を控除した額の標準財政規模(毎年収入されると見込める財源の規模「市税、普通交付税、譲与税等」)を基本とした額に対する比率であり、将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、この比率が高ければ高いほど、将来の財政運営に支障を来す可能性が高くなることとなります。

大田原市の令和2年度の将来負担比率は64.9%であり、前年度の63.7%から1.2%上昇いたしました。これは、普通交付税に算入される地方債が減少したことなどによるものです。

(5) 資金不足比率

(単位:%)

区 分	水道事業会計	下水道事業会計	
本 市	—	—	資金不足ではないので表示しません
経営健全化基準	20.0		全市町村共通

【 内 容 】 上水道事業などの公営企業会計において資金不足の場合に、この不足額の当該事業の規模に対する比率であり、経営状況の悪化の度合いを示す。

【 算 定 方 法 】

資金不足比率 =	資金の不足額①	事業の規模②	× 100 =	資金不足比率
	下水道事業会計	—	727,620	なし
	上水道事業会計	—	1,362,136	なし

下水道事業特別会計(地方公営企業法適用)

区 分		令和2年度
①資金不足額	流動負債(未払金及び未払費用等)	ア 177,330
	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高	イ 0
	流動資産(現金、預金、未収金、貯蔵品等)	ウ 515,908
	解消可能資金不足額	エ 0
		ア+イ-ウ-エ △ 338,578

※資金不足の場合は正の数値、資金不足ではない場合は負の数値△で表示

②事業の規模	営業収益の額	ア 727,620
	受託工事収益の額	イ 0
		ア-イ 727,620

上水道事業特別会計(地方公営企業法適用)

区 分		令和2年度
①資金不足額	流動負債(未払金及び未払費用等)	ア 193,109
	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高	イ 0
	流動資産(現金、預金、未収金、貯蔵品等)	ウ 1,343,677
	解消可能資金不足額	エ 0
		ア+イ-ウ-エ △ 1,150,568

※資金不足の場合は正の数値、資金不足ではない場合は負の数値△で表示

②事業の規模	営業収益の額	ア 1,362,136
	受託工事収益の額	イ 0
		ア-イ 1,362,136

【 説 明 】

資金不足比率は、一般会計等における実質赤字額に相当する各公営企業会計における資金不足額の各公営企業の事業規模に対する比率であり、この比率が算出されることは公営企業としての経営状況に問題があることとなります。

大田原市の公営企業の令和2年度決算においては、全ての会計に剰余金(黒字)が発生しており、資金不足ではありませんでしたので資金不足比率は算定されませんでした。